

夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金募集要領

夕張市では、令和 7 年度に係る夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）を、以下の要領で募集します。応募に際しては、夕張市ふるさと納税返礼品開発支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）も併せてご確認ください。

1 目的

この補助金は、本市におけるふるさと納税を活用した地域の活性化を図るとともに、物価高騰等の影響により地域経済が疲弊するなか、事業者の事業継続や雇用維持を促進し、地場産業の振興に寄与することを目的とします。

2 補助対象者

補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、本市のふるさと納税返礼品取扱事業者又は取扱事業者となる見込みのある者のうち、次のいずれにも該当するものとします。

- ① 市税等の滞納がないこと。
- ② 夕張市暴力団排除条例（平成 24 年 6 月 21 日条例第 12 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ③ 国又は地方公共団体等による同様の助成金等の交付を受けていないこと。
- ④ P L（生産物賠償責任）保険または P L 保険と同等程度の損害保険会社等の賠償責任保険に加入していること。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行うふるさと納税返礼品の開発等に係る事業のうち次に掲げる事業とします。

- ① ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業（既存商品又はサービスの改良を含む。）
- ② その他市長が必要と認める事業

4 補助金交付の内容

（1）事業実施期間

補助金交付決定日～令和 8 年 2 月 28 日

※補助対象経費は、上記期間中に執行された分に限りします。

（2）補助率・補助額

補助対象経費の 4 分の 3 以内の額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50 万円を限度とします。

ただし、予算の範囲内での補助金交付となるため、申請状況によっては、上限額が変更となる場合があります。

(3) 補助要件

2 及び 3 に掲載する、補助対象者及び補助対象事業について補助します。

(4) 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の精算払となります。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払ができるものとします。

(5) 補助額の確定方法

事業終了後、補助対象者より提出いただく実績報告書に基づき、補助金の額を確定します。

補助額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(6) その他

本補助金に係る交付決定等に係る各種手続き等については、本募集要領のほか、要綱に定める規定を遵守し、実施します。

5 応募手続き

(1) 募集期間

- ・募集開始日：令和 7 年 6 月 2 日（月）
- ・募集締切日：令和 7 年 6 月 3 0 日（月）

(2) 申請書類

- ① 申請様式に基づき、以下の書類に必要事項を記入し、その他必要書類を添付の上、提出してください。

- ・補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ・事業計画書（様式第 2 号）
- ・収支予算書（様式第 3 号）
- ・同意書（様式第 4 号）
- ・その他市長が必要と認める書類

- ② 提出された申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。

- ③ 申請書類等の作成費は経費に含まれません。

(3) 申請書類の提出先

申請書類は、以下に提出してください。

夕張市地域振興課地域振興係

〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地

TEL 0123-52-3141（直通）

FAX 0123-52-1054

E-mail ybrkai@city.yubari.lg.jp

6 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、地域振興課において申請内容を適正に審査し、決定するものとします。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

項 目	概 要
① 資格要件	・参加資格及び助成対象者の要件を満たしているか否か
② 新規性・独自性	・従来の商品として比較して、新規性や独自性が認められるか
③ 実現可能性	・補助対象事業を実施する上での知識・経験が十分であるか否か ・補助対象事業を実施する体制等が適正であるか否か
④ 即時性	・できるだけ早期にふるさと納税の拡充・安定化の獲得に寄与するものであるか否か
⑤ 波及性	・補助対象事業の実施による新規雇用の創出や新規販路開拓拡大など、ふるさと納税の拡充・安定化だけでなく、地域経済への波及に寄与するものであるか否か

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当該申請者に対しその旨を通知します。

また、審査内容及び結果について、異議は一切認められないことにご留意ください。

7 交付決定について

採択された申請者が、夕張市に補助金交付申請書を提出し、それに対して夕張市が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。

8 スケジュール（予定）について

当該補助金事業は、概ね次のスケジュールによって実施します。

ただし、審査手続等の進捗により、スケジュールを変更する場合があることにご留意ください。

日 程	内 容
令和7年6月2日（月）～ 令和7年6月30日（月）	募集 ※締切：6月30日（月）必着
令和7年7月 中旬	審査
令和7年7月 下旬	採択結果の決定及び通知

9 問い合わせ先

夕張市地域振興課地域振興係

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

TEL 0123-52-3141（直通）

FAX 0123-52-1054

E-mail ybrkai@city.yubari.lg.jp

以上